

意見書

平成18年8月17日

電気通信事業紛争処理委員会 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがししんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびーかぶしがいいしゃ
氏名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7304
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがししんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびー かぶしがいいしゃ
氏名 BBテクノロジー株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがししんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) にっぽん かぶしがいいしゃ
氏名 日本テレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう くらしげ ひでき
代表取締役社長 倉重 英樹

郵便番号 105-7317
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがししんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいいしゃ
氏名 ボーダフォン株式会社
だいひょうしつこうやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表執行役社長兼 CEO 孫 正義

『電気通信事業における紛争処理等の将来像』(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

はじめに、「電気通信事業における紛争処理等の将来像」(案)(以下、本案)に関しまして、今回このような意見募集の機会を設けて頂いたことに、厚く御礼申し上げます。

下記に弊社共意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らい頂きますようお願いいたします。

頁	段落	意見
17頁	1	<p>【委員会案】</p> <p>第3章 第1節 IP化の進展</p> <p>第1項 競争状況の多様化 (1)発生が想定される紛争</p> <p>前述のようなコンテンツ事業とのかかわりの拡大やFMCの進展等を背景に、電気通信事業者がかかわる垂直的な統合や連携、水平的な統合や連携が拡大する状況において、市場支配力を持つ事業者が関連する排他的なアライアンスが形成される可能性がある。アライアンスは、サービス供給の効率性の向上、利用者の利便性向上等が期待されるものであり、それ自体直ちに好ましくないというものではないが、一方で、レバレッジや市場閉鎖によってアライアンス外の電気通信事業者に対する差別的取扱いが行われることなどを通じ、競争に悪影響を与えることも懸念される。</p> <p>例えば、物理網等を保有しアプリケーションやコンテンツ、プラットフォーム等の上位レイヤーの事業を垂直統合したアライアンスが、通信サービスを源泉とする市場支配力を背景に、上位レイヤー事業での競争事業者に対して取引の拒絶や価格差別を行ったり、上位レイヤー事業での競争事業者の費用を引き上げたりすること等で、上位レイヤーの市場での支配力を強化する結果、事業者間の公正な競争を阻害する場合等が考えられる。</p> <p>また、今後、アプリケーション・コンテンツ、プラットフォームといった上位レイヤーで市場支配力を有しつつ電気通信事業を統合したようなアライアンスが、電気通信事業分野での市場支配力を強化し、競争に悪影響を与えるような場合もあり得ると思われる。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アライアンスそのものが、直ちに好ましくないというのではなく、レバレッジや市場閉鎖を通じて他事業者に対して差別的な取扱いを行う等の、競争環境に悪影響を及ぼすアライアンスこそが問題であるということを認識することが重要です。 ・ すなわち、アライアンスの中でも特に注視が必要となるのは、一方の当事者、若しくは両方が、市場支配力を有している場合であると考えます。 ・ IP化の進展により、今後、上位レイヤーと下位レイヤーとの融合が進んでいくことが想定されますが、下位レイヤーの市場支配力はネットワークのボトルネック性と密接

		<p>に關係するものであり、容易に解消できるものではない点において、下位レイヤーの市場支配力の行使の方により注意を払う必要があると考えます。一方で上位レイヤーについては、様々なプレイヤーが比較的容易に市場に参入でき、競争もより激しく、仮に市場支配力が存在したとしても、下位レイヤーにおいて市場支配力を有する事業者が上位レイヤーに参入する場合を除けば、長期的・安定的なものとはなりえないものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従って、アライアンスに係る紛争事案としては、特にボトルネック性が高い下位レイヤーから上位レイヤーへの市場支配力の行使に重点を置いて対処すべきであると考えます。
19頁	13	<p>【委員会案】</p> <p>第3章 第1節 IP化の進展</p> <p>第2項 次世代ネットワークへの移行</p> <p>(1) 発生が想定される紛争</p> <p>今後、NTTグループ等を中心に次世代ネットワークの構築が進展する見込みである。それに伴い、事業者間の協議や総務省によるネットワークの接続ルール整備が行われることが想定されるが、その過程において新たなネットワークへの接続拒否、接続条件に関する当事者間の意見の不一致、情報開示が十分に行われないこと等が問題となる可能性がある。</p> <p>(2) 対応の方向性</p> <p>前項の場合と同様に、電気通信事業法による明確な事前ルールが存在しない場合において紛争発生の蓋然性が高いと考えられ、その場合、電気通信事業法の趣旨を踏まえつつ、当該取引に関連する諸規範を考慮して総合的に対処することが適切であると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東西の構築する次世代ネットワーク(以下、「NGN」という。)に関しては電気通信事業法による明確な事前ルールが存在するものと理解しています。すなわち、NTT東西の構築するNGNは、NTT東西の既存のボトルネック設備と一体で構築されるものであり、当初より第一種指定電気通信設備として指定を受けるものと理解しています。 ・ また、「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」報告書案において、「次世代ネットワークの接続ルールの在り方について検討する場を設置し、速やかに具体的な検討を始めることが適当である。」とされており、NGNにおける紛争解決は、これらの議論の結果、策定されるNGNに関する競争ルールに則って対応頂くことになるものと理解しています。
21頁	8	<p>【委員会案】</p> <p>第3章 第1節 IP化の進展</p>

		<p>第4項 PSTN のトラヒック減少</p> <p>(1) 発生が想定される紛争</p> <p>近年、NTT東日本及びNTT西日本のPSTNの接続料は、上昇する傾向にある。</p> <p>このような状況において、さらに接続相手方の競争事業者においてNTT東日本及びNTT西日本の接続料水準に合わせて接続料値上げが行われる事例が見受けられ、今後、こうした接続料の上昇を背景とした接続協定の細目をめぐる紛争が発生する可能性がある。</p> <p>(2) 対応の方向性</p> <p>紛争解決に当たっては、次のような点に留意する必要があると考えられる。</p> <p>ア) 接続料決定の実態を踏まえた対応</p> <p>接続に必要となる費用、競争の状況、接続料決定に関する商慣行等について、十分に事例を調査・整理し、実態に合致した対応を行う必要があると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT 東西の接続料上昇に伴い、サービス内容及びトラヒック内容の異なる事業者間において接続料の合意が困難になるケースが懸念されます。 ・ このような紛争解決は、本案にもありますとおり、接続料決定に関する商慣行まで含め、実態に即して検討することが適当であると考えます。
22頁	10	<p>【委員会案】</p> <p>第3章 第2節 新規事業者の参入等</p> <p>第1項 MVNO と MNO 間の接続等</p> <p>(2)対応の方向性</p> <p>ア)MVNOに関する電気通信事業法上の整理</p> <p>MVNOによるサービス提供の拡大に伴い、MVNOの定義の見直しやMVNOに関する電気通信事業法上の整理を行うこと等が課題となることが想定され、これに対する行政上の指針の明確化も必要となるものと考えられる。</p> <p>この点について、総務省においては、平成14年6月に公表(平成16年4月に改定)した「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」の改正等も念頭におきつつ、平成18年中を目途に、携帯電話事業の環境変化への政策対応について検討しているところである。したがって、紛争解決に当たっては、このようなMVNOに関する制度上の整理も参考として対応することが必要であると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ MVNO に係る紛争事案に対しては、「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(以下「MVNO ガイドライン」という。)の改正を踏まえて対応する方針に賛同します。 ・ なお、紛争解決には当事者双方が莫大な労力を要することを考慮すると、可能な限

		<p>り紛争は事前に回避されるべきであり、MVNO ガイドラインの改正に際しては、MVNOに関する制度上の整理等について、MVNO/MNOの双方にとって可能な限り明確で具体的な内容を規定して頂くことが望ましいと考えます。</p>
23頁	8	<p>【委員会案】</p> <p>第3章 第2節 新規事業者の参入等 第2項 新規・既存事業者間のローミング</p> <p>(2) 対応の方向性</p> <p>紛争解決に当たっては、利用者利便の確保を考慮しつつ、事業者との情報交換の強化等を進めていく必要があると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ローミングに関しては事業者間協議により推進することが基本であると考えますが、紛争に発展した場合のことを考慮すると、何らかのルール整備を事前に行っておくことは有効であると考えます。 ・ また、紛争解決に際しては利用者利便の確保の観点だけでなく、事業者間競争環境への影響や費用負担の適正性等、様々な観点からの検討が必要になるものと考えます。
23頁	17	<p>【委員会案】</p> <p>第3章 第3節 アクセス網の高度化等 第1項 電柱・管路等の公平な利用</p> <p>(1) 発生が想定される紛争</p> <p>FTTHや無線によるブロードバンドサービスの市場拡大により、線路敷設及び設備設置の基盤としての電柱、管路等の他事業者による利用が高まることが考えられるところ、NTT東日本及びNTT西日本が加入電話の線路基盤である当該線路敷設基盤を保有している点についてはIP化の進展の過程においても優位な立場である状況には変化はなく、電柱等の保有者とその利用を希望する事業者間における紛争が引き続き発生する可能性がある。</p> <p>(略)</p>
26頁	6	<p>ア) 利用実態を踏まえた対応</p> <p>前述のトライアルを踏まえた総務省等によるルール整備のほか、利用が進展することで事業者間の慣行が形成される可能性がある。こうした実態を把握するため、事業者との情報交換の強化等を進め、紛争処理に活用していく必要があると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT 東西が、ボトルネック性の源泉である線路敷設基盤を保有しているため、IP 化進展の過程においても優位な立場にあるとする見解に賛同します。 ・ 紛争解決にあたっては、線路敷設基盤の利用の不公平性を勘案しつつ、公正競争

		<p>環境を確保するという視点が不可欠です。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、情報交換の強化により事業者から得た情報については、実際の紛争処理に活用すると共に、必要に応じて適宜「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」等にも反映すべきであると考えます。
27頁	5	<p>【委員会案】</p> <p>第3章 第3節 アクセス網の高度化等</p> <p>第2項 ネットワーク高度化に伴うメタル線の撤去</p> <p>(2) 対応の方向性</p> <p>ア)メタル線撤去情報の早期開示</p> <p>メタル線を撤去する場合、利用者・競争事業者への影響が重大な場合には、約款上の現行ルールより早期の情報開示を図ることが適切である場合も存在すると考えられる。</p> <p>特に、NTTグループは、中期経営戦略の推進に当たり、メタル線から光アクセスへのマイグレーションに係る計画を平成22年(2010年)までに策定することとしているが、移行期における公正な競争の確保と紛争の未然防止の観点からは、撤去情報の開示の在り方についても早期に明確化されることが望ましいと考えられる。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本件の紛争解決にあたっては、公正競争の確保という視点がもっとも重要であり、撤去情報開示の在り方等に関する事前のルール整備が紛争の未然処理に有効であると考えます。従って、これらのルールについて早期に整備されることを希望します。
29頁	1	<p>【委員会案】</p> <p>第3章 第3節 アクセス網の高度化等</p> <p>第3項 その他(網改造等による費用負担)</p> <p>(2)対応の方向性</p> <p>ア)網改造の要望経緯と受益の構造</p> <p>網改造が行われるに至った経緯、網改造による便益の波及先や大きさを考慮した案分が行われる必要がある。</p> <p>イ)案分方法の適切性</p> <p>網改造料の対象となる機能を使用する電気通信事業者数、回線数、又は利用頻度の比率等について可能な限り情報を収集し、選択可能な案分方法の技術的・経済的実現可能性の検討を行い、適切な案分方法を選択する理由に加え、不適切として選択しない理由等について、比較検討を行う必要があると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的に事業者間協議での合意に委ねつつ、多様な精算方法の可能性について示唆する方針に賛同します。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ なお、紛争解決にあたっては、まず網改造の経緯や、網改造による便益の波及先、按分方法の適正性について、十分に検証を行う必要があると認識しています。
30頁	7	<p>【委員会案】</p> <p>第3章 第4節 その他</p> <p>第2項 競争評価結果の注視</p> <p>総務省が平成15年から実施している競争評価は、市場画定や競争状況に関するデータ等極めて有用な情報を多数含んでおり、電気通信事業紛争処理委員会が取り扱う個別の紛争についての処理方針を決定する際に活用できる可能性が高いと考えられる。総務省による事前の競争ルール整備への活用のみならず、電気通信事業紛争処理委員会が行う諸活動との好循環の創出が期待される。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 紛争処理委員会が、総務省の推進する各種施策との融合・協調・活用を図っていくことは基本的に有意義であると考えます。 ・ 但し、競争評価については、その評価手法が十分に精緻化されていない面もある為、今後予定されている競争評価手法の全般的な見直しの結果を踏まえてから、その取扱いについて慎重に判断すべきであると考えます。
33頁	9	<p>【委員会案】</p> <p>第4章 第2節 基本的な方向性</p> <p>第1項 新たな課題の解決における委員会の基本的な役割・意義</p> <p>これまでの実績等を考慮すれば、委員会は、中立性、専門性、迅速性を有する電気通信事業法上の紛争処理機関として、電気通信事業分野の公正な競争環境の整備に重要な役割を果たしてきたと評価できる。今後とも、従来から有する諸機能を十分活用し、効果的な紛争処理活動を行うことが重要であると考えられる。</p> <p>さらに、第2章及び第3章で述べたように、IP化の進展に伴い、垂直的・水平的な事業の統合や連携により事業領域を拡大した事業者に関連した紛争が発生するなど、従来と比べて紛争領域が拡大し、必ずしも明確な事前ルールが存在しないような紛争が増加する可能性がある。また、ユビキタスネット社会形成の過程で多数の新サービスの提供が期待されているところであるが、その過程で事業者間の利害が衝突するような場面も増加することが考えられる。</p> <p>こうした場合においても、あっせん等のADRによる迅速な紛争解決により事業機会の喪失・利用者利便の損失を予防する意義は大きいと考えられ、委員会は、引き続き、柔軟で適切な解決策を提示するとともに、必要に応じて、総務大臣への勧告等を通じ、ルール整備へのフィードバックを迅速に行っていくことが重要であると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、紛争処理委員会の諸機能を活用し、柔軟で適切な解決策を提示すると

		<p>もに、必要に応じて、総務大臣への勧告等を通じ、ルール整備へのフィードバックを迅速に行っていくという方針に賛同します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 紛争処理委員会の活動範囲の拡大に際して、電気通信事業法に加え、関連する法規範や各種事業慣行、経済理論等も考慮しつつ、軸足はあくまで電気通信の健全な発展、利用者利便に資することとするという方針に賛同します。また、透明性確保の為、積極的な情報公開に努めていくという方針にも賛同します。
34頁	12	<p>【委員会案】</p> <p>第4章 第3節 今後の電気通信事業紛争処理委員会の在り方</p> <p>第1項 専門性の向上</p> <p>電気通信事業分野においては、IP 化等技術の進展や競争の活性化に伴い、紛争領域が拡大する事が想定される中、委員会としても、迅速かつ円滑な紛争処理が行えるよう、同分野の競争状況・事業実態・事業慣行、関連技術の動向、競争政策の動向、関連する法規範・経済理論等必要な知見を蓄積する等により、その専門性の向上に努めることが重要である。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気通信分野の競争状況・事業実態・事業慣行、関連技術の動向、競争政策の動向、関連する法規範・経済理論等必要な知見を蓄積する等により、その専門性の向上に努めるという方針に賛同します。 但し、定常的な調査研究活動の実施にあたっては、総務省をはじめとする行政において、既に実施している調査研究活動との重複が生じないよう留意すべきであると考えます。 また、委員会の体制整備については、情報通信技術分野の専門家のみならず、適宜、その他の必要と思われる分野の専門家の登用についても積極的に取り組んで頂くことを希望します。
35頁	8	<p>【委員会案】</p> <p>第4章 第3節 今後の電気通信事業紛争処理委員会の在り方</p> <p>第2項 委員会利用の利便性の向上等</p> <p>委員会があっせん及び仲裁の対象として取り扱う事のできる事案の範囲に関し、以下のような点について検討を行っていく事が考えられる。</p> <p>(1) 手続面での電気通信事業者の負担への配慮</p> <p>(2) 周知活動の強化等利用しやすい環境づくり</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「手続き面での事業者の負担の軽減」、「周知活動の強化等利用しやすい環境づくり」という二本柱で、利便性の向上を図るという方針に賛同します。
36頁	11	<p>【委員会案】</p> <p>第4章 第3節 今後の電気通信事業紛争処理委員会の在り方</p>

		<p>第3項 競争ルールへの積極的なフィードバック</p> <p>委員会は、個別の事案の紛争処理だけでなく、その過程で得られた知見を競争ルールへフィードバックするという役割も期待されている。</p> <p>このため、委員会は、その権限に属せられた事項に関し、必要なルール整備等について総務大臣に必要な勧告をすることができることとされているところであり(電気通信事業法第162条)、これまで、固定電話発携帯電話着の料金設定権に関するもの等2件の勧告が行われてきたところである。</p> <p>今後も、市場の問題点等を迅速にルール整備に反映することに関する重要性は変わらないと思われることから、委員会においては、引き続き、勧告を活用するほか、個別の事案の紛争処理過程で得られた知見に加え電気通信事業者からの相談や前述のような調査研究活動を通じて得られた知見を踏まえその考え方を明らかにするなど、様々な機会を利用して、競争ルールへのフィードバックを積極的に行うことが望ましい。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、紛争処理委員会の諸機能を活用し、柔軟で適切な解決策を提示するとともに、必要に応じて、総務大臣への勧告等を通じ、ルール整備へのフィードバックを迅速に行っていくという方針に賛同します。
37頁	11	<p>【委員会案】</p> <p>第4章 第3節 今後の電気通信事業紛争処理委員会の在り方</p> <p>第4項 あっせん及び仲裁の対象範囲の見直し</p> <p>委員会があっせん及び仲裁の対象として取り扱う事のできる事案の範囲に関し、以下のような点について検討を行っていく事が考えられる。</p> <p>(1) 垂直統合型をはじめとする多様な事業形態の出現が予想されることから、電気通信事業者を一方当事者とし、例えば上位レイヤーの事業者(電気通信事業者ではない者)等を他方当事者とする場合の紛争も取り扱えるようにするという考え方</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信分野との関係が希薄な分野にまで過度に範囲を拡大しないよう留意するとともに、電気通信の発展に資する機関であることを念頭におきつつ、対象範囲の拡大について検討するという方針に賛同します。 ・ なお、その際には、本案にもあるとおり、電気通信事業以外の事業分野との関連も出てくることから、公正取引委員会をはじめとするその他の行政機関との連携を強化し、紛争問題に対処していくことが有効であると考えます。

以上